

県職交渉（R2確定③）概要

- 1 日 時 令和2年11月30日（月）
- 2 場 所 YMCA 会議室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長，人事課長外
【組合】委員長，副委員長，書記長外
- 4 議 題 介護支援部分休暇，両立支援，会計年度任用職員

【参考】R2確定交渉③ 提案内容

- 不妊治療休暇について，1か月の勤務日数が20日以上又は1か月の勤務時間が116時間15分以上の会計年度任用職員を対象に，令和3年4月から，常勤職員に準じて一の会計年度において6日までの有給の特別休暇を措置することとしたい。
- その他の課題等については，前回説明した内容等により，引き続き議論したい。

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
介護支援 部分休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務パターンは基本の4種類を挙げているが，それ以外は柔軟に対応するということが良いか。 ○6か月又は1年という単位で申請とのことだが，状況変化等があれば変更できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○代表的な4パターンを挙げ，これにより難しい場合も個別協議により対応していきたい。 ○この単位での変更は可能である。
両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊治療休暇について，職員が取得しやすい環境づくりに取り組んでくれ。 ○育児の支援制度について要望しているが，どう考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度のQ&Aを作成し，周知を図っていく。 ○子育て休暇の新設などの要望は聞いているが，国や他県の状況から現時点では難しい。
会計年度 任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ○会計年度任用職員の一時金について，全国的な課題なら知事会等と連携して取り組んでくれ。 ○我々は病気休暇の日数増を求めているが，どう考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他県でも同様の課題はあると思うので，何ができるか引き続き考えていきたい。 ○10日が短いという話があったが，直ちに病気休暇の拡大をすることは難しい。